

健康いばらき21・食育推進計画 の取組状況について

健康いばらき21・食育推進計画（第3次）の現状について

（1）食育推進（栄養・食生活）

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)		計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方	
食育に関心がある市民の割合	90%	-		77.1%	国の「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月)の目標値を用いた	
ひとりで食事を食べる子どもの割合	減らす(朝食)	小学5年生	-	19.6%	国の「健康日本21(第2次)」(平成24年7月)の目標値を用いた	
		中学2年生	-	40.2%		
	減らす(夕食)	小学5年生	-	2.3%		
		中学2年生	-	5.7%		
朝食を食べる市民の割合	100%	小学6年生	95.1%	95.9%	国の「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月)の目標値を用いた	
		中学3年生	92.7%	93.3%		
	増やす	18~39歳(男性)	-	65.5%	茨木市保健福祉に関するアンケート調査結果を上回る率を目指す	
		18~39歳(女性)	-	79.6%		
バランスを考えた食生活をしている市民の割合	70%	市民		-	55.1%	国の「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月)の目標値を用いた
	55%	うち18~39歳(男性)	-	35.3%	国の「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月)の目標値を用いた	
		うち18~39歳(女性)	-	41.4%		
よく噛んで味わって食べる市民の割合	増やす	-		-	78.6%	茨木市保健福祉に関するアンケート調査結果を上回る率を目指す
1日2回以上野菜をとる市民の割合	増やす	小学5年生	-	64.8%	茨木市保健福祉に関するアンケート調査結果を上回る率を目指す	
		中学2年生	-	64.3%		
		18歳以上	-	39.2%		
減塩に取り組んでいる市民の割合	増やす	-		-	51.4%	茨木市保健福祉に関するアンケート調査結果を上回る率を目指す

（2）身体活動（運動）

市民のあるべき姿	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)		計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方
運動・スポーツが好きな子どもの割合	増やす	小学5年生(男子)	92.2%	93.2%	平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を上回る率を目指す
		小学5年生(女子)	84.4%	87.7%	
		中学2年生(男子)	88.1%	89.6%	
		中学2年生(女子)	77.9%	75.8%	
日常生活における歩数	増やす	18~64歳(男性) 8,500歩以上	-	19.0%	茨木市保健福祉に関するアンケート調査結果を上回る率を目指す
		65歳以上(男性) 7,000歩以上	-	27.0%	
		18~64歳(女性) 8,500歩以上	-	14.0%	
		65歳以上(女性) 6,000歩以上	-	44.0%	

市民のあるべき姿	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)		計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方
週1回以上運動やスポーツに取り組む市民の割合	50% (令和7年度)	市民	—	40% (平成27年度)	「スポーツ推進計画」 (平成28年3月)における 目標値を用いた
	60% (令和7年度)	うち60歳以上	—	47% (平成27年度)	
今後、運動やスポーツを始めたいと思っている市民の割合	65% (令和7年度)	—		55% (平成27年度)	「スポーツ推進計画」 (平成28年3月)における 目標値を用いた

(3) 休養・こころの健康

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)		計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方
睡眠によって十分に休養が取れている市民の割合	増やす	—		47.2%	茨木市保健福祉に関する アンケート調査結果を上 回る率を目指す
飲酒の適量摂取の割合	増やす	—		79.1%	茨木市保健福祉に関する アンケート調査結果を上 回る率を目指す
困ったときに相談できる人・場所がある市民の割合	増やす	—		現状値なし	中間見直し時に検討
妊娠中の飲酒率	0%	1.0%		0.6%	「大阪府アルコール健康 障がい対策推進計画」 (平成29年3月)におけ る目標値を用いた

(4) たばこ対策

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)		計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方
たばこを吸う市民の割合	12%	—		13.4%	国の「健康日本21(第2 次)」(平成24年7月)の 目標値を用いた
たばこをやめてほしいと思う子どもの割合	増やす	小学5年生	—	63.0%	茨木市保健福祉に関する アンケート調査結果を上 回る率を目指す
		中学2年生	—	63.9%	
公共施設の敷地内禁煙の実施率	100%	50.3%		48.2%	国・府の受動喫煙防止対 策の考え方
公共施設の建物内禁煙の実施率	100%	96.6%		96.5%	
妊娠中の喫煙率	0%	2.2%		1.6%	国の「健康日本21(第2 次)」(平成24年7月)の 目標値を用いた

(5) 自己の健康管理

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)	計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方	
がん検診受診率	胃がん検診受診率40%	3.2%	3.7% (4.7%)	第3期大阪府がん対策推進計画における目標値(がん検診受診率)を用いた	
	肺がん検診受診率45%	8.9%	9.3% (30.1%)		
	大腸がん検診受診率40%	8.6%	8.7% (27.8%)		
	子宮頸がん検診受診率45%	18.4%	17.9% (26.7%)		
	乳がん検診受診率45%	15.4%	15.8% (21.9%)		
特定健康診査受診率	35.9%	32.8% (令和元年7月末現在)	30.3%	市のデータヘルス計画等における目標値を用いた	
特定保健指導実施率	60.0%	38.6% (令和元年7月末現在)	62.8%	市のデータヘルス計画等における目標値を用いた	
適正体重の市民の割合	増やす	小学5年生(男子)	90.0%	89.9%	平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を上回る率を目指す
		小学5年生(女子)	90.7%	92.7%	
		中学2年生(男子)	91.3%	92.7%	
		中学2年生(女子)	89.2%	91.5%	
	若年健康診査	65.8%	64.8%	平成28年度若年健康診査受診結果から、現状値を上回る率を目指す	

(6) 歯と口の健康

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)	計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方	
虫歯のない幼児の割合	増やす	90.5%	87.9%	平成28年度3歳6か月児健康診査結果を上回る率を目指す	
虫歯のない児童・生徒の割合	増やす	小学6年生	82.9% (平成29年度)	77.5%	平成28年度大阪府における小学6年生及び中学1年生の一人平均むし歯経験歯数及び口腔状態調査より算出。現状値を上回る率を目指す
		中学1年生	81.3% (平成29年度)	75.6%	
歯科健康診査受診率	増やす	妊婦	40.4%	36.8%	平成28年度歯科健康診査受診率を上回る率を目指す
		40~74歳	13.0%	8.4%	
60歳(55~64歳)で24歯以上の歯を有する市民の割合	増やす	78.4%	76.3%	平成28年度歯科健康診査受診結果を上回る率を目指す	

(7) みんなで進める健康づくり

指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)	計画策定時 (平成28年度)	目標の考え方
市と健康づくりに取り組む大学、企業等関係団体数	増やす	58団体	46団体	平成28年度に連携した大学、企業等関係団体数を上回る数を目指す

健康いばらき 21・食育推進計画（第3次）の各課の取組状況について

【参考資料】健康いばらき 21・食育推進計画取組状況調査シート

(1) 評価について

<評価区分>

区 分	評 価 の 目 安
A. できた	目標に対して 80%以上の達成
B. ややできた	目標に対して 80%未満 50%以上の達成
C. できなかった	目標に対して 50%未満の達成

(2) 平成 30 年度の 7 分野の施策について

① 食育推進（栄養・食生活）

区 分	取組数 (49)	割合
A. できた	34	69.4 %
B. ややできた	12	24.5 %
C. できなかった	3	6.1 %

② 身体活動（運動）

区 分	取組数 (15)	割合
A. できた	8	53.3 %
B. ややできた	6	40.0 %
C. できなかった	1	6.7 %

③ 休養・こころの健康

区 分	取組数 (12)	割合
A. できた	4	33.3 %
B. ややできた	8	66.7 %
C. できなかった	0	0.0 %

④ たばこ対策

区 分	取組数 (7)	割合
A. できた	3	42.9 %
B. ややできた	4	57.1 %
C. できなかった	0	0.0 %

⑤ 自己の健康管理

区 分	取組数 (34)	割合
A. できた	27	79.4 %
B. ややできた	6	17.6 %
C. できなかった	1	2.9 %

⑥ 歯と口の健康

区 分	取組数 (14)	割合
A. できた	11	78.6 %
B. ややできた	1	7.1 %
C. できなかった	2	14.3 %

⑦ みんなで進める健康づくり

区 分	取組数 (8)	割合
A. できた	5	62.5 %
B. ややできた	2	25.0 %
C. できなかった	1	12.5 %

※ 取組数については、参考資料の取組状況・実績等の項目数としました。

※ 割合については、小数点以下第2位を四捨五入しました。

令和元年度の主な取組

1 食育推進（栄養・食生活）

子ども・若者を対象とした食育の推進

【概要】

子ども・若者が食に関する知識を高め、健全な食生活を実践できるよう、保育所・幼稚園・学校における食育推進を支援するとともに、多角的な食についてのテーマで食育を推進する。

【内容】

① 大学と連携した食育啓発イベントの開催

梅花女子大学と連携し、「食生活について考える in 茨木」を7月に開催。

バランスのよい食生活の推進を図るため「主食・主菜・副菜はそろっていますか？」をテーマに、梅花女子大学管理栄養学科と共催して体験型食育啓発イベントを実施。

② 市民、保育所、教育関係者等を対象とした食育講演会の開催

「“食”が創る ころとからだ地域」をテーマに、市民、小中学校教諭、学校調理員、食育関係課職員、高校・大学を含む食育推進ネットワーク参加団体等を対象とした講演会を8月に開催。

2 身体活動及び自己の健康管理

いばらき健活ポイント（いばらき健康マイレージ）の実施

【概要】

運動習慣（歩く、散歩等）や特定健診受診など、自ら取り組んだ健康づくりの活動（健活）にポイントを付与することで健康づくりのきっかけ・習慣づけを図る。

【内容】

① 18歳以上の茨木市民

歩数に応じて、1日10ポイントを付与し500ポイントごとにQUOカードに交換（交換上限：2,000ポイント/年）

② 満40歳以上の茨木市国保加入者

特定健診を過去3年間に未受診で、初めて受診した人に3,000ポイントを付与し電子マネーに交換

3 休養・こころの健康

【概要】

いのち支える自殺対策計画に基づく啓発や人材育成の実施

【内容】

平成31年3月策定の「茨木市いのち支える自殺対策計画」概要版を作成し、地域の関係者・団体への周知を図る。

4 たばこ対策

【概要】

加熱式たばこの害も含めた禁煙の推進、喫煙防止、受動喫煙防止対策の推進

【内容】

- ① 改正健康増進法一部施行や府の受動喫煙防止条例による公共施設の受動喫煙防止の状況を調査・検討。
- ② 禁煙を推進する民間の店舗や事業所に、受動喫煙防止を啓発するリーフレットやステッカーを配布し、啓発を推進。

5 自己の健康管理

(1) 特定健康診査受診率向上の取組

【概要】

平成30年3月策定の第2期茨木市データヘルス計画に基づき、受診率向上が見込まれる対象者への受診勧奨を実施。

【内容】

- ① 過去の傾向から不定期に受診している対象者を主なターゲットとして、約39,500通を送付予定。
- ② 茨木市薬剤師会と連携し、薬局において特定健診の受診勧奨を実施予定。
- ③ 受診率向上とともに受診しやすい環境構築の一環として、保健医療センターにおける予約手段にWeb予約システムを加えることで、夜間や休日にも予約が可能になり、より多くの受診者数増加に努める。

(2) 訪問歯科健診の実施期間の拡充

現在の実施期間を4か月から8か月まで試行的に延長することで、より多くの市民にとって受診しやすい環境構築に努めるとともに、受診者数が増加するよう最適な実施期間の研究。

(3) 特定健診後の重症化予防の実施

【概要】

第2期茨木市データヘルス計画において、医療費適正化のための重点課題とした『重症化予防』をより効果的な取り組みとするため、本市の実情に合わせ標準化した指導手順書（プログラム）に基づき実施。

【内容】

- ① 要治療勧奨者への効果的な治療勧奨の実施。
- ② 治療中コントロール不良者へ、医師と連携した保健指導の実施。
- ③ 実務者（保健師・管理栄養士）の育成

保健医療事業の取組状況について

- I 医療施策について
- II 母子保健事業について
- III 予防接種事業について

I 医療施策について

1 急病診療事業

保健医療センター附属急病診療所は、休日・夜間等、通常市内の医療機関が診療を行っていない時間帯において、内科・歯科の急病患者に対する診療を行っている。

また、重症、重篤な患者については、二次・三次の救急医療機関へ転送している。

(1) 診療科目及び診療時間

診療科目 区分		内 科	歯 科
平 日	準 夜	午後 9 時 ～ 午後12時	—
土曜日	早 夜	午後 5 時 ～ 午後 9 時	—
	準 夜	午後 9 時 ～ 午後12時	—
	深 夜	午前 0 時 ～ 午前 7 時	—
日・祝日 年末年始	昼 間	午前10時 ～ 正 午 午後 1 時 ～ 午後 5 時	午前10時 ～ 正 午 午後 1 時 ～ 午後 5 時
	早 夜	午後 6 時 ～ 午後 9 時	—
	準 夜	午後 9 時 ～ 午後12時	—
	深 夜	午前 0 時 ～ 午前 7 時	—

(2) 診療体制

職 種 区分		医 師	歯科医師	薬剤師	看護師	歯科 衛生士	医療 事務員	計
平 日	準 夜	1人	—	1人	2人	—	1人	5人
土曜日	早夜※	1人	—	1人	2人	—	2人	6人
	準 夜	1人	—	1人	2人	—	1人	5人
	深 夜	1人	—	1人	2人	—	—	4人
日・祝日	昼間※	1人	1人	1人	2人	1人	2人	8人
	早夜※	1人	—	1人	2人	—	2人	6人
	準 夜	1人	—	1人	2人	—	1人	5人
	深 夜	1人	—	1人	2人	—	—	4人
年末年始	昼 間	2人	2人	2人	3人	3人(年末) 2人(年始)	3人	15人(年 末) 14人(年 始)
	早 夜	2人	—	2人	3人	—	3人	10人
	準 夜	1人	—	1人	2人	—	1人	5人
	深 夜	1人	—	1人	2人	—	—	4人

※インフルエンザの流行により、1月初旬～3月中旬の土曜日、日曜日及び祝日において、昼間・早夜帯の医師・薬剤師・看護師・事務員を各1人増員した。

(3) 休日・夜間における急病診療所診療状況

年度 (平成)	区 分	診 療 日 数	患 者 数	科目別				再 掲				
				小 児 科		内 科	歯 科	市 外	救 急 車 に よ る 搬 入 数	転 送 患 者 数	一 日 平 均 患 者 数	年 末 年 始 数
				6 歳未満	6 歳～14歳							
(参) 25	休日 (昼)	69日	5,162人	1,830人	907人	2,024人	401人	431人	3人	91人	74.8人	721人
	土曜 (早夜)	51日	1,402人	593人	313人	496人		110人	1人	26人	27.5人	
	休日 (早夜)	69日	1,891人	743人	357人	791人		236人	2人	24人	27.4人	189人
	準夜	365日	2,990人	1,166人	563人	1,261人		374人	2人	89人	8.2人	67人
	深夜	121日	451人	193人	59人	199人		82人	1人	9人	3.7人	37人
	計		11,896人	4,525人	2,199人	4,771人	401人	1,233人	9人	239人	—	1,014人
29	休日 (昼)	72日	2,528人	—	—	2,237人	291人	197人	0人	36人	35.1人	377人
	土曜 (早夜)	49日	441人	—	—	441人		28人	0人	10人	9.0人	
	休日 (早夜)	72日	746人	—	—	746人		100人	0人	14人	10.4人	148人
	準夜	366日	1,045人	—	—	1,045人		125人	0人	36人	2.9人	85人
	深夜	121日	138人	—	—	138人		13人	0人	10人	1.1人	22人
	計		4,898人	—	—	4,607人	291人	463人	0人	106人	—	632人
30	休日 (昼)	73日	2,702人	—	—	2,416人	286人	250人	0人	31人	37.0人	529人
	土曜 (早夜)	48日	462人	—	—	462人		45人	0人	14人	9.6人	
	休日 (早夜)	73日	859人	—	—	859人		129人	0人	5人	11.8人	178人
	準夜	365日	1,094人	—	—	1,094人		151人	0人	42人	3.0人	74人
	深夜	121日	151人	—	—	151人		28人	0人	7人	1.2人	23人
	計		5,268人	—	—	4,982人	286人	603人	0人	99人	—	804人
前 年 度 比 較	差		370人			375人	△ 5人	140人	0人	△ 7人	—	172人
	比率%		107.6%			108.1%	98.3%	130.2%	0.0%	93.4%	—	127.2%

2 高槻島本夜間休日応急診療所の利用状況

	平成30年度 (A)				平成29年度 (B)				A - B			
	医科 (内科・小児科・外科)		うち 小児科		医科 (内科・小児科・外科)		うち 小児科		医科 (内科・小児科・外科)		うち 小児科	
	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民
4月	2,098人	520人	1,020人	358人	2,169人	610人	1,178人	464人	△ 71人	△ 90人	△ 158人	△ 106人
5月	2,388人	585人	1,160人	394人	2,826人	720人	1,519人	528人	△ 438人	△ 135人	△ 359人	△ 134人
6月	1,673人	418人	798人	273人	1,952人	495人	1,059人	346人	△ 279人	△ 77人	△ 261人	△ 73人
7月	2,308人	533人	1,182人	385人	2,727人	741人	1,545人	557人	△ 419人	△ 208人	△ 363人	△ 172人
8月	1,957人	468人	949人	303人	2,075人	503人	1,006人	331人	△ 118人	△ 35人人	△ 57人	△ 28人
9月	2,092人	584人	1,054人	409人	1,929人	468人	1,004人	342人	163人	116人	50人	67人
10月	1,828人	469人	882人	317人	1,846人	456人	932人	331人	△ 18人	13人	△ 50人	△ 14人
11月	1,739人	451人	828人	309人	1,749人	427人	838人	299人	△ 10人	24人	△ 10人	10人
12月	3,605人	933人	1,810人	681人	3,340人	827人	1,766人	607人	265人	106人	44人	74人
1月	6,428人	1,587人	3,116人	1,157人	5,454人	1,316人	2,727人	952人	974人	271人	389人	205人
2月	2,679人	677人	1,390人	498人	3,943人	1,023人	2,164人	795人	△ 1,264人	△ 346人	△ 774人	△ 297人
3月	1,892人	461人	912人	324人	2,268人	562人	1,097人	383人	△ 376人	△ 101人	△ 185人	△ 59人
合計	30,687人	7,686人	15,101人	5,408人	32,278人	8,148人	16,835人	5,935人	△ 1,591人	△ 462人	△ 1,734人	△ 527人

	平成25年度 (C)				A - C			
	医科 (内科・小児科・外科)		うち 小児科		医科 (内科・小児科・外科)		うち 小児科	
	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民	患者数	茨木市民
4月	2,026人	226人	991人	136人	72人	294人	29人人	222人
5月	2,802人	324人	1,377人	177人	△ 414人	261人	△ 217人	217人
6月	1,774人	210人	765人	98人	△ 101人	208人	33人	175人
7月	2,046人	254人	977人	143人	262人	279人	205人	242人
8月	1,867人	240人	871人	120人	90人	228人	78人	183人
9月	1,795人	221人	764人	100人	297人	363人	290人	309人
10月	1,549人	250人	633人	122人	279人	219人	249人	195人
11月	1,816人	295人	894人	184人	△ 77人	156人	△ 66人	125人
12月	2,874人	417人	1,305人	235人	731人	516人	505人	446人
1月	3,543人	440人	1,448人	219人	2,885人	1,147人	1,668人	938人
2月	2,712人	360人	1,380人	198人	△ 33人	317人	10人	300人
3月	2,808人	437人	1,483人	279人	△ 916人	24人人	△ 571人	45人
合計	27,612人	3,674人	12,888人	2,011人	3,075人	4,012人	2,213人	3,397人

令和元年度の主な取組

◆ 集中治療室運営経費補助制度について

【目的】

市内で集中治療室を設置する病院に対し、手厚い人員配置や設備の充実が求められる集中治療室の運営経費の一部を支援することで、市内においてより高度な急性期医療の確保と持続性の向上を図ることを目的とする。

【概要】

○補助の対象事業者

200床以上(精神病床除く)の二次救急告示病院で平成30年度中に集中治療室を新規稼動した市内公的病院

○補助の対象事業

補助対象事業者が集中治療室の体制維持のために行う事業

○補助の対象経費

- (1) 集中治療室に携わる医師、看護師及び臨床工学技師の当該申請年度内に発生した現金給与額及び年間賞与その他特別給付額
- (2) 集中治療室の維持管理として当該申請年度内に発生した室内設備及び医療機器更新等の消耗品費、備品購入費及び修繕料

【予算規模】

令和元年度当初予算額 : 50,000,000円(補助上限額)

II 母子保健事業について

各関係機関の協力のもと、保護者の育児不安の解消や軽減を図るなど、子育て支援に重点をおいて事業を実施した。

(1) 健康診査

子どもの健やかな成長及び健康的なライフスタイルの確立を目指し、妊婦及び乳幼児の各種健康診査を実施するとともに、健康診査に合わせて虐待発見・予防、子育て支援を実施した。

また、4か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健康診査を受診しなかった者に対しては再通知等で受診勧奨を実施するとともに、さらに訪問や予防接種歴等を確認するなど把握に努めた。

項 目	内 容	平成30年度			平成29年度			
		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	
健康診査	4か月児健康診査	2,562人	2,481人	96.8%	2,521人	2,466人	97.8%	
	1歳8か月児健康診査	2,510人	2,454人	97.8%	2,632人	2,587人	98.3%	
	3歳6か月児健康診査	2,674人	2,578人	96.4%	2,614人	2,515人	96.2%	
	経過観察健康診査	小児科	167人	149人	89.2%	220人	189人	85.9%
		心理判定・相談、育児・保健指導等	223人	208人	93.3%	234人	215人	91.9%
	歯科疾患予防事業	カリエスタット等 2歳3か月児	2,601人	2,246人	86.4%	2,609人	2,238人	85.8%
		フッ素塗布等 2歳5か月児	746人	533人	71.4%	749人	542人	72.4%
	妊婦健康診査	診察、尿検査、血圧、血液検査、保健指導	33,500人 (計画数)	30,725人	91.7%	34,350人 (計画数)	32,273人	94.0%
	妊婦歯科健康診査	歯周疾患、歯周組織等口腔内の状態の確認、機械的歯面清掃	1,100人 (計画数)	986人	89.6%	1,100人 (計画数)	1,008人	91.6%
	乳児一般健康診査	問診、診察、保健指導	2,400人 (計画数)	2,204人	91.8%	2,400人 (計画数)	2,167人	90.3%
乳児後期健康診査	問診、診察、保健指導	2,500人 (計画数)	2,343人	93.7%	2,500人 (計画数)	2,383人	95.3%	

(2) 保健指導

保護者が母子保健に関する必要な知識・技術を習得し、主体的に出産・育児に取り組めるよう、母子健康手帳交付時の妊婦相談やパパ&ママクラス等妊娠初期からの子育て支援の実施に努めた。

項目	内容	平成30年度			平成29年度		
		実人数	延人数	備考	実人数	延人数	備考
保 健	母子健康手帳の交付	2,442人	2,476人		2,644人	2,689人	
	妊婦相談	1,821人	1,821人	面接数 2,642人	1,966人	1,966人	面接数 2,838人
	パパ&ママクラス (平成29年度は「休日版パパ&ママクラス」)	940人	940人	父親 461人 参加 (実人数)	887人	887人	父親 440人 参加 (実人数)
	地域版パパ&ママクラス	-	-	-	67人	67人	父親 29人 参加 (実人数)
指 導	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児）	5,601人	5,853人	(未熟児再掲延 167人)	5,730人	6,161人	(未熟児再掲延 177人)
	低体重児の届出受理	162人	-		142人	-	
	母乳相談	243人	-	36回	258人	-	36回
	随時相談	-	1,327人		-	1,219人	

(3) 不育症治療費助成事業

不育症と診断され、治療を行っている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、公費助成を実施した。

名 称	内 容	平成30年度			平成29年度		
		申請件数	助成件数	備考	申請件数	助成件数	備考
不育症治療費助成事業	不育症治療に要した保険適用外に係る経費の2分の1の額について1回30万円を上限に公費助成を実施	6件	6件	治療終了後6か月以内に申請	7件	6件	治療終了後6か月以内に申請

(4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療費用について、大阪府における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得制限（夫婦合算額が730万円未満）のため、助成を受けられない市民に対し、所得にかかわらず安心して子どもを産める環境を整えるため、公費助成を実施した。

名 称	内 容	平成30年度			平成29年度		
		申請件数	助成件数	備考	申請件数	助成件数	備考
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した保険適用外に係る経費のうち、1回15万円（初回治療の場合30万円、一定の治療法の場合7万5千円）を上限に公費助成を実施。	146件	138件	治療が終了した年度の末日まで、または治療終了後14日以内に申請	142件	122件	治療が終了した年度の末日まで、または治療終了後14日以内に申請

令和元年度の主な取組

出産後の子育て支援体制の充実

【概要】

支援が必要な者を産後早期に把握し、育児支援や産婦の心身のケアを行うことにより産後うつ予防や新生児への虐待予防を図り、安心して子育てができる支援体制の充実を図るため、令和元年10月1日から、産婦健康診査の公費助成等の新規事業を実施する。

① 産婦健康診査の公費助成

【内容】

- ・対象者
産後8週6日以内の産婦
- ・助成回数及び助成上限額
2回（産後2週間前後、産後1か月前後）、5,000円/回
- ・健康診査の内容
問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））

② 産婦健康診査事後指導

【内容】

産婦健康診査の結果、産後うつ傾向にあると判断された産婦（EPDS9点以上など）等を対象に、市保健師が訪問指導等により適切な支援を実施する。

③ 産後ケア事業（宿泊型）

【内容】

- ・対象者
家族等から十分な家事、育児等の援助が得られない産後4か月頃までの産婦及びその新生児又は乳児のうち、次のいずれかに該当する者
ア 心身の不調又は育児不安等がある者
イ その他特に支援が必要と認められる者
- ・サービス内容
委託医療機関等に宿泊することにより、母子の健康管理、産後の生活指導、産婦の休養の機会の確保等を行う。
- ・利用者負担

世帯区分	利用者負担金	
市民税非課税世帯 生活保護世帯	1泊2日	2,500円 (多胎児加算額) 1人につき 0円
	1日追加	1,250円 (多胎児加算額) 1人につき 0円
上記以外の世帯	1泊2日	6,000円 (多胎児加算額) 1人につき800円
	1日追加	3,000円 (多胎児加算額) 1人につき400円

Ⅲ 予防接種事業について

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施している。

子宮頸がん予防ワクチンについては、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたため、平成25年6月14日から定期接種の積極的勧奨を控えることとなっている。

予防接種公費助成では、平成30年10月から造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用の助成を開始するとともに、より一層の風しん対策を図るため、平成31年1月21日から風しんワクチン等公費助成の対象者を妊娠を希望する女性の同居人及び妊婦の同居人に拡充し、実施している。

(1) 乳幼児向け予防接種事業

実施方法	予防接種名	対象者	接種回数	接種時期	場所	平成30年度	平成29年度
定期集団	BCG	生後1歳に至るまで	1回	年14回	こども健康センター	682人	889人
定期個別				通年	委託予医療接種機関	1,836人	1,588人
	ヒブ	生後2か月～60か月（5歳）に至るまで	1～4回 開始年齢により異なる	9,820人		9,895人	
	小児用肺炎球菌			9,847人		9,900人	
	急性灰白髄炎（ポリオ）不活化ワクチン	生後3か月～90か月（7歳半）に至るまで	1期（初回）3回 1期（追加）1回	44人 *		110人 *	
	4種混合（3種混合＋不活化ポリオ）			10,002人		9,909人	
	3種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）			2人		0人	
	MR（第1期）	生後12か月～2歳に至るまで	1回	2,530人 *		2,474人 *	
	MR（第2期）	5～7歳未満かつ小学校就学前1年間	1回	2,528人 *		2,602人	
	風しん	MRの第1期、第2期の対象者と同様	1回	0人		0人	
	麻しん		1回	2人		1人	

実施方法	予防接種名	対象者	接種回数	接種時期	場所	平成30年度	平成29年度	
定期個別	B型肝炎	生後1歳に至るまで	3回	通年	予防接種委託医療機関	7,367人 *	7,417人 *	
	水痘	生後12か月～3歳に至るまで	2回			4,812人	4,802人	
	日本脳炎	第1期	生後6か月～90か月(7歳半)に至るまで。特例対象者を含む(注)			(初回)2回接種(追加)1回接種	9,255人 *	7,960人
		第2期	9～13歳未満。特例対象者を含む(注)			1回接種	2,738人	1,904人
	ジフテリア・破傷風第2期	11～13歳未満。小学6年生	1回			2,025人	1,787人 *	
	子宮頸がん予防	小学6年生～高校1年生相当の女子	3回			17人	10人	
合 計						63,507人	61,248人	

*長期療養特定対象者含む。

(注) 特例対象者：

平成7年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の者は、必要回数(第1期3回、第2期1回)の不足分について定期接種可能。

平成19年4月2日～平成21年10月1日の間に生まれた9歳以上13歳未満の者は、必要回数(第1期3回、第2期1回)の不足分について定期接種可能。

(2) 高齢者向け予防接種事業

予防接種名	対象者	接種回数	接種時期	場所	平成30年度	平成29年度
インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある者等	1回	10月～12月	予防接種委託医療機関	29,669人	29,732人
成人用肺炎球菌(23価肺炎球菌ワクチンを過去に接種したものは対象外)	・年度中に65歳になる者 ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある者等 ・経過措置(年度中に70～100歳の5歳毎年齢になる者)	1回	通年	予防接種委託医療機関	5,250人	5,758人 *
合 計					34,919人	35,490人

(3) 任意予防接種公費助成事業

名称	対象者	実施期間	場所	平成30年度	平成29年度
高齢者肺炎球菌ワクチン公費助成*	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の者 ・65歳以上70歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある者等 	通年	予防接種協力医療機関	341人	398人
大人の風しんワクチン等公費助成	風しん抗体を保有しない者で、 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望する女性 ・妊娠を希望する女性の配偶者 ・妊婦の配偶者 ※平成31年1月21日から以下の対象者を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望する女性の同居人 ・妊婦の同居人 	通年（ただし、年度中の接種について年度内の申請が必要）	医療機関	690人	280人
造血細胞移植後定期予防接種ワクチン公費助成	造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者で、 <ul style="list-style-type: none"> ・再接種を受ける日に20歳未満の者 ・平成30年4月1日以降に再接種した者 	通年	医療機関	1人	—
合		計		1,032人	678人

*平成31年度末をもって廃止。

令和元年度の主な取組

風しんの第5期定期接種の適正な実施

【概要】

国による「風しんの追加的対策」に基づき、風しん抗体保有率が低い世代の男性を対象に、風しん抗体検査及び風しんに係る定期接種を実施する。

【内容】

① 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

② 実施方法

令和元年度は、国の方針に基づき上記対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対しクーポン券を送付し、当該クーポン券にて対象者は風しん抗体検査を受ける。その結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者は、風しんに係る定期接種を受ける。

(※令和元年度のクーポン券発送対象者以外の対象者については、申込みによりクーポン券を随時発行。)

③ 実施場所

居住地以外においても風しん抗体検査及び風しんに係る定期接種を受けることができるよう集合契約を締結し、同契約に参加する全国の実施機関において受検、接種を受けることができる。

④ その他

国による「風しんの追加的対策」は、令和4年3月31日までの時限措置となる。